

令和2年 第3回

仁木町議会臨時会会議録

開会 令和2年10月8日(木)

閉会 令和2年10月8日(木)

仁木町議会

令和2年第3回仁木町議会臨時会議事日程

◆日 時 令和2年10月8日(木曜日)午前10時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 行政報告

日程第6 議案第1号 財産(動産)の取得について

令和2年第3回仁木町議会臨時議会会議録

開 会 令和 2年10月 8日（木） 午前10時30分

閉 会 令和 2年10月 8日（木） 午前11時03分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之	2 番 木 村 章 生	3 番 門 脇 吉 春
4 番 佐 藤 秀 教	5 番 嶋 田 茂	6 番 野 崎 明 廣
7 番 上 村 智 恵 子	8 番 宮 本 幹 夫	9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	嶋 井 康 夫
教 育 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 和 之
総 務 課 長	岩 佐 弘 樹	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	（ 岩 佐 弘 樹 ）
財 政 課 長	鹿 内 力 三	代 表 監 査 委 員	原 田 修
企 画 課 長	新 見 信	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	浜 野 崇
総 務 議 事 係 長	佐 藤 祐 亮

開 会 午前10時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、令和2年第3回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、1番・磨議員及び2番・木村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項につきまして報告いたします。

本臨時会を開催するにあたり、本日、10月8日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本臨時会には、議案1件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第3までは、これまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告及び日程第5の行政報告については、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、いずれも省略いたします。日程第6の財産取得については即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日、10月8日木曜日。会期は、開会が10月8日、閉会が10月8日の1日限りとします。

最後に、当面する行事予定は、お手元に配布のとおりです。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、10月8日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日、10月8日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程、ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長から行政報告の申し出がありましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、同じく本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程、ご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 議案第1号

財産（動産）の取得について

○議長（横関一雄）日程第6、議案第1号『財産（動産）の取得について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号の提案説明をさせていただく前に、この度、令和2年第3回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご多用にも関わらずご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員におかれましても、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。冒頭の行政報告につきましては、配布させていただきました書面にて報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

早速であります。議案第1号の提案説明をさせていただきます。議案第1号、財産（動産）の取得について、下記の物品を次のとおり買い入れたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第3条の規定により、議会の議決を求める。令和2年10月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、1. 物品名、多目的滞在施設（ムービングハウス及び受付ユニット）となっております。ムービングハウスは幅が2400mm×奥行1万2000mm、受付ユニットは幅2400mm×奥行2400mmでございます。2. 取得数量は、ムービングハウスが3棟（6ユニット）で、受付ユニットが1ユニットとなっております。3. 購入の相手方は、千歳市泉沢1007番地168、株式会社 アーキビジョン・ホールディングス、代表取締役 丹野正則でございます。4 番目の購入金額は、6402万円（うち消費税及び地方消費税分が582万円）となっております。5 番目の納期は、令和3年2月26日まででございます。

なお、詳細につきましては、嶋井産業課参事の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）それでは、議案第1号、財産の取得についてご説明いたします。

町の条例により、財産の取得につきましては予定価格が1000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならないということで、今回の多目的滞在施設の取得に係る予定価格は6551万6000円でありましたので、今臨時会に上程してございます。

取得いたします物品は、只今町長の方の説明からもございましたけれども、幅が2400mm、奥行きが1万2000mmのムービングハウス2個を組んだ多目的滞在施設というものが3棟及び、幅2400mm、奥行きが2400mmの受付用のユニットが、1ユニットでございます。

お手元の入札結果一覧表の1ページをお開きください。指名業者につきましては、物品購入の競争入札参加資格審査申請書を受理した業者のうち、取り扱い物品に、ムービングハウスがある業者を選別し、2社により10月5日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、只今、町長の報告の中にもございましたけれども、株式会社アーキビジョン・ホールディングスが落札しております。落札金額につきましては、5820万円でありまして、この金額は入札書比較価格5956万円に対し97.7%の額となっております。なお消費税を含む契約金額につきましては6402万円、納期につきましては、令和3年2月26日までとなっております。

次のページには多目的滞在施設の仕様及び外観のイメージ写真を掲載してございます。ご覧いただければと思います。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それではちょっと何点か質問させていただきます。

まず、このムービングハウスの購入に当たって、2社の指名競争入札というご説明でありましたけれども、この2社を指名した経緯と、物品については同じ製品なのか、同等の製品なのか、そのことについて説明をお願いします。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、今回、当初は一社随契というようなことも考えておりましたが、全員協議会の中で議員の皆さま方からいただいたご意見の中にも、やはり競争入札の方が良いというお話もありまして、こちらとしてもその方が良いだろうということで、他にできる業者ということで、1社探しまして、それで2社での入札といたしました。実際に取り扱っているものとしては、同じものではあります。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）確か、これは随契でやるという説明を受けていたものですから、それで今回、入札になったということで、競争するというので、非常によろしいことかと思えます。

それで、このムービングハウス、これは特殊なものなので予定価格を設定するのに、どう積み上げたのか。その積み上げ根拠について説明をお願いします。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）こちらの方に関しましては、今回入札をしていただく業者さんから見積りをいただいて、その中でうちの方で低い価格というようにところに設定させていただいて、それで基準を設けさせていただきました。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）その見積りを聴収した業者さんは、この2社ということでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）今回は、この2社でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そこで、その見積りを直接使うことなく、中身を精査されたと思うんですけども、どのような内容で精査されたのか。そのまま受けたら、そのままの金額になりますね。おそらく、これが同じ製品であれば、有利な部分があると思うのです。安くなる部分もあると思うんですよね、部品、部材によっては。これはそのまま一式の値段なんですか。どうなんですか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）この物は一式全体での金額となっております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）町でいろいろ精査して、最終的に予定価格を設定したということですよ。ですから、町で精査したその内容、それでこの金額に持っていったという、その根拠を教えてください。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）こちらの方は、2社から出していただいた中の低い価格を出していただいた業者さんのものを見まして、その中で、うちの方で、中で使う付帯の部分ですとか、そういうのを考えた中で、それでこの金額を設定させていただきました。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それはわかるんですけども、もう少し具体的にお願いします。これは、設置まで入るんですか。例えば、設置料が安いとか、どちらかが。同じ製品であれば、そうなりますよね。これ、製造元はどこなんですか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）この製造元は、アーキビジョン21という会社になります。

今回は、ホールディングスという会社の方で入札をかけていますけれども、そういうところが製造しているというようなものになりまして、設置についても設置するところまで、すべて含めていただいた金額を出してもらっています。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そうすると、同じものを同じ会社で、ライフマートというところはちょっとわからないんですけども、これは、アーキビジョンというところで製作をして、この2社、もうこれはアーキビジョン・ホールディングスですから、何かこれは子会社というか、何か、その関連会社だと思うんですけど、あと、ライフマートさんはどのような会社なんですか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）ライフマートさんの方は、倶知安町にありまして、それでこのムービングハウ

スの販売を取り扱っている、また、他のコンテナですとか、そういうものも扱っているという会社でございます。

○議長（横関一雄）他にありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）どうも良くわからないんですけど、おそらくどちらも代理店で、なんだかすっきりしない入札ではないかなと思うんですよね。

町が精査した段階で、もう少し具体的にこういう部分が町で考慮した部分というのか、算定する段階、積み上げる段階で、おそらく業者さんから見積りが上がったものを単純に比較して安い方に決定しましたというふうに聞こえるんだけど。ただ、単純にそういうことで予定価格の設定はそういうことでよろしいんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）今言われたような形でやっております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そういうことでなくて、例えば、このものは幾らの単価しかないんですか。

例えば、バラしてみても、予算を組み立てるわけですから、この品物は幾ら、この部材は幾らでトータルでこの金額になりますということだと思えます。いきなりこれが幾らという、このペンシルを買うように、これを1本くださいという訳ではないんですから。それとも、そういうものなんですか、これは。ですから、中身一式というのは物だけの単価なんですか。それを聞いているんです。

普通であれば、項目をバラして見て、安い方を採用して、そして町独自の予定価格を作っていくというのならわかるんです。ただ、この鉛筆のように「これしかないが販売店はたくさんあります」ということで、「このペンシルが1本幾らです」というのならわかるんです。これもそういうものなんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）基本的に備品でございますので、先ほどペンシルの例示もされましたけれども、一般的には車と同じように、ディーラーがいくつかあった中で選択をしたという。同一のユニットと言いますか、備品があって、それを取り扱っているところから指名させていただいて買ったということでございますので、あくまで完成形のものをご購入したということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

そういうことであれば、単純に言うとペンシルを買うのと同じような感覚で、今回入札したということですね。わかりました。

次に、外構工事なんですけれど、これだけを買ってもそれを設置しなければならないので、これは設置まで入っているということですから、当然、外構工事が伴ってくると思うんですよね。この外構工事の発注時期と、この物が実際に搬入される時期、その時期についてちょっと伺いたいんですけど。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）外構工事、基礎工事の部分になりますけれども、そちらの方も10月5日に入札をかせさせていただいております。

5社で入札ということでしたが、1社ご辞退されたということで、4社で入札をしております。工期につきましては、2月の末までということにしてございます。そのときにこのムービングハウスを上設置

するというような形でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それは、いつ頃設置されるようになりますか。

基礎ができて、物が搬入される時期は、いつごろの時期なのでしょう。時期的に冬も絡んでしまうのではないかと思います。おそらくこれを製造するのにも、受注生産だと思うんです。ですから仕上がりの期間まで、どのぐらいの日数を要するのか。このムービングハウスの仕上がりです。それで実際に基礎工事を先にやっていて、いつ頃設置されるのか、その時期を聞いているんですが。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）基礎工事につきましては、2月の終わりまでに作ってもらうということで、それに合わせてムービングハウスの方は業者さんの方で当然作って、基礎が出来次第、設置してもらうような形になるかと思います。それで、時期的には2月の末ということになってございます。

○議長（横関一雄）他にございませんか。6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）今回、ムービングハウス、多目的滞在施設の取得ということですが、以前からも説明をいただいていたが、コロナウイルス感染リスクを避けるための宿泊施設が目的であり、新たな観光に向けての滞在施設の活用にもなるということで、町として行政的な負担がかからないような運営をされるということも述べられておりました。この負担軽減という形の中では、どのように取り組まれていくのか。お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）2度の全員協議会の中でお話をさせていただきまして、前回の全員協議会の中です。経営収支の関係もお話させていただきました。それで、前段のWithコロナ期には介護・医療施設に従事の方が当該施設において、コロナの発生した場合の避難といいますか、そういった施設を活用する部分については、これは当然、行政的な配慮が必要と考えておりますので、経費については町の方で見るといって話をさせていただいております。ただ、それ以降の観光とかの目的で、Afterコロナ期の活用につきましては、指定管理制度でこの利用料をもって、町からの拠出をなしに運営をしていただけるということで、やっていただくということで、今のところは考えておりますので、基本的に完全に独立採算ということでやっていただきたいということで考えているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）副町長の説明をいただきました。

感染期に対しては、行政も国の要請の中で進めなければならない。またAfter期に対しては、指定管理という形の中で進めていきたいという形ですけれども、この指定管理の中で、どこまで指定管理の中で取り組んでいくのか。その辺、内容的なものがあればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）指定管理制度でございますので、基本的に施設の運営、それからマネジメントを含めてやっていただくということで考えております。その中で、指定管理業者が自らできない部分ですとか、例えばコスト的に軽減されるというのであれば、指定管理業者の中でアウトソーシングと言いますか、委託等も選択をされるものだと思いますけれども、基本的に指定管理業者において運営・マネジメント等をやっていただくということで考えております。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）指定管理という形の中で運営していただきたいということですが、町としてもすべて指定管理ではなく、やはり行政としてもきちんと見据えた中で取り組んでいかなければ、すべてが指定管理者ということになると、町として何をすべきなのか、またこの建物に対しても、いろんな状況が発生すると思いますけれど、それをどこまで町が負担をしなければならないのか。今の指定管理の中でいくと、3万円以上は町が持たなければならないというような形もありますけれども、その辺についても中身的なものをやはり考慮していかなければならないと思いますので、今後の対応になると思いますけれども、その辺に対してちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）指定管理によってですね、先般もお話ししましたが、損益分岐点を示した中でですね、地域の類似している施設等の利用実態を見た中で、かなりクリアできる。問題のない収支の検討を考えておりますので、町の負担なく進めることができるのではないかと考えております。ただ、当然これは町の条例で定める施設を指定管理業者をお願いすることになりますので、町としても当然設置した者の責任はございます。ですから当然、指定管理業者と一体的に協力しながら、町の施設としてですね、有効に活用するように町としても最大限の努力はさせていただくということで考えております。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。2番・木村議員

○2番（木村章生）設置が、先ほど3月までということだったんですけれども、運用開始はいつ頃を考えているんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）まず、このWithコロナ期における運用につきましては、設置ができた後、3月から町内の医療関係従事者ですとか、介護施設の職員の方で利用したいという方がいる場合には使うというような形で運用していきたいと思います。新年度に入ってある程度、こちらの方で目途が付いた段階で、観光なりの皆さん方にも使えるような形に持っていきたいというふうに考えております。

○議長（横関一雄）2番・木村議員。

○2番（木村章生）その点で、先ほど指定管理の中で運営をしていただくということだったんですけれども、これも3月の時点からの最初から指定管理で行くんですね。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）Withコロナ期における医療従事者等の利用の部分に関しては町の直営でやっていこうと考えております。観光の部分が出てきたときに指定管理者の方をお願いしたいと思っておりますので、新年度からというような形で考えております。

○議長（横関一雄）2番・木村議員。

○2番（木村章生）それでは、それまでの間の管理というのはどこがするんですか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）その部分に関しては、町の方で管理していくということになると思います。

○議長（横関一雄）他に質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『財産（動産）の取得について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『財産（動産）の取得について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。令和2年第3回仁木町議会臨時会の閉会にあたり一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件につきまして、議員各位の様々なご意見、慎重なるご審議のもと、ご可決を賜りまして衷心より感謝申し上げます。

10月に入り収穫の季節を迎え、出来秋を楽しみにしているところでありますが、行政報告の中でも述べておりますが、先日、仁木町のシャインマスカットに「La・La・shine（ラ・ラ・シャイン）」という新たな名称が誕生し、発表されました。そして一昨日、鈴木北海道知事のところへ表敬訪問し、今日に至るまでの取組の中で、道からご支援していただいたお礼とご報告をしまいにいたしました。生産者の皆さまにおかれましては、10年前に試験栽培を始めてから今日まで様々な苦労があったことかと想像いたします。近年、既存品種の価格が低迷していた中で、現状を打破しようと高品種で収益性の高いブドウを生産し、農家の将来に希望が持てるようにしたいという強い思いが、La・La・shine（ラ・ラ・シャイン）の誕生につながったものと敬意を表する次第でありますし、困難な状況下にあっても新たに挑戦することの大切さをこの機会に改めて学ばさせていただきました。

この度、ご可決賜りました多目的滞在施設もWithコロナ、Afterコロナに対応するべく、町に取りましては、これまでにない新たな試みとなりますが、「挑戦なくして成果なし」の言葉のもと、今後も挑戦心を持ち、様々な取組を行ってまいり所存であります。

最後になりますが、来週は令和元年度の各会計決算特別委員会を控えておりますが、今後におきましても、まちづくりを進めていく上で、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和2年第3回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午前11時03分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第3回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 令和2年10月8日～10月8日（1日間）

（開会～午前10時30分 / 閉会～午前11時03分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	財産（動産）の取得について	R2.10.8	原案可決